

平成20年9月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「 条 例 案 」 6 件	
1	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件 ・株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年法律第58号）：平成19年5月25日公布、一部を除き平成20年10月1日施行	○改正理由 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年法律第58号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 年次有給休暇の日数の算定に係る規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から
2	秋田市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する件 ・地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）：平成20年6月18日公布、平成20年9月1日施行	○改正理由 地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行に伴い、審議会の名称を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 審議会の名称を「秋田市特別職の議員報酬等の額に関する審議会」とするとともに、条例の題名を秋田市特別職の議員報酬等の額に関する審議会条例とする。 2 その他規定を整備する ○施行期日 公布の日から。秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正し、規定を整備する。
3	秋田市市税条例の一部を改正する件 ・地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）：平成20年4月30日公布、一部を除き平成21年4月1日施行	○改正理由 個人市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金に、住民の福祉の増進に寄与するものを加えるため、改正しようとするもの ○改正要旨 市内に事務所を有する法人等又は秋田県知事等の許可を受けている公益信託に対する寄附金を新たに寄附金税額控除の対象とする。 ○施行期日 平成21年4月1日から

4	秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件 ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成20年総務省令第93号）：平成20年8月22日公布、同日施行	○改正理由 産業集積区域内における固定資産税の課税免除の対象となる施設の取得価額の要件を緩和するため、改正しようとするもの ○改正要旨 固定資産税の課税免除の対象となる施設の取得価額の合計額の要件を、3億円（製造業に係るものにあつては、5億円）から2億円（農林漁業関連業種に係るものにあつては、5,000万円）に引き下げる。 ○施行期日 公布の日から。改正後の条例の規定は、施行日以後に設置される施設について適用する旨の経過措置を規定する。
5	秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例および秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件 ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）：平成18年6月2日公布、平成20年12月1日施行 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）：平成18年6月2日公布、一部を除き平成20年12月1日施行 ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）：平成18年6月2日公布、一部を除き平成20年12月1日施行	○改正理由 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）等の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 次に掲げる条例について、規定を整備する。 (1) 秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例 (2) 秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例 ○施行期日 平成20年12月1日から。公益財団法人には、特例財団法人を含む旨の経過措置を規定するほか、秋田市職員定数条例の一部を改正し、規定を整備する。
6	秋田市河辺農林漁業振興会館条例を廃止する件	○廃止理由 河辺農林漁業振興会館を廃止するため、廃止しようとするもの ○施行期日 平成20年12月1日から
「 単 行 案 」 4 件		
7	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 5路線 延長1,661.60m ※認定後の市道総延長 約1,963km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
8	土地を買い入れる件	○斎場改築事業用地として取得しようとするもの

		・ 所 在 外旭川字山崎521番 1 ほか23筆 ・ 種 類 田 ・ 面 積 7,469.26㎡ ・ 予定価格 59,754,080円 ※根拠法：地方自治法第96条第1項
9	土地を買い入れる件	○都市計画道路上北手雄和線の道路用地として取得しようとするもの ・ 所 在 上北手猿田字堤ノ沢309番13ほか11筆 ・ 種 類 原野、畑、宅地 ・ 面 積 7,276.30㎡ ・ 予定価格 58,938,030円 ※根拠法：地方自治法第96条第1項
10	公有水面埋立地の用途の変更に關する件	○秋田港内の公有水面埋立地の用途変更の許可に關する意見について、議会の議決を求めようとするもの ・ 埋立区域 第3区域（飯島地区） ・ 面 積 74,619.94㎡ ・ 変更内容 パルプ・紙・紙加工品製造業用地を防災緑地・工業用地に変更 ・ 意 見 異議なし ※根拠法：公有水面埋立法第13条の2第2項
「 予 算 案 」 5 件		
11	平成20年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
12	平成20年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件	
13	平成20年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算（第1号）の件	
14	平成20年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件	
15	平成20年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	
「 決 算 認 定 」 3 件		
16	平成19年度秋田市病院事業会計決算認定の件	○資料別紙

17	平成19年度秋田市水道事業会計決算認定の件	
18	平成19年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	
	「 追加提案 」	
	「 人 事 案 」 1 件	
19	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員奥山彌佐子氏の任期満了（平成20年12月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ※根拠法：人権擁護委員法第6条第3項